

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 旧満州国の体育とスポーツ  |
| Sub Title        | Physical education and sports in the former Manchurian Empire   |
| Author           | 笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学体育研究所   |
| Publication year | 1965  |
| Jtitle           | 体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.5, No.1 (1965. 9) ,p.7- 26  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            |   |
| Genre            | Departmental Bulletin Paper   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00050001-0007">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00050001-0007</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 旧満州国の体育とスポーツ

笹 島 恒 輔\*

1. は じ め
2. 満州国の成立
3. 満州国の学校教育
  - I. 満州国成立以前
  - II. 満州国成立以後
4. 学 校 体 育
5. 満州国のスポーツ
6. む す び

## 1. は じ め

「旧満州国の体育とスポーツ」と題しているが、旧満州国は満州事変の結果日本が中国の東北につくったかいらい国家であり、その存在した期間も昭和7年から昭和20年までの僅か14年間であった。しかし、日本が満州にその勢力を伸ばしだしたのは先進資本主義国の中国進出に(1) ややおくれてであった。

日露戦争に日本が勝利を得た結果、19世紀中期から満州を支配していた露国の勢力は大きく後退し、日本が露国に代わって満州に進出した。(2)

日本は日露戦争により獲得した権益の旅順・大連を含む遼東半島南部（関東州）の租借地と南満州鉄道を基幹としてその勢力を満州に進出させていった。日本の勢力が強くなるにつれて在満州の中国軍閥との関係が悪化し、遂に昭和6年（1931年）に満州事変が起こり、翌昭和7年(3)には日本は満州国を成立させ、満州を完全に日本の勢力下に入れてしまった。しかし、この満州国も日本が太平洋戦争に敗れ、明治以後発展した日本の勢力が一挙に中国大陸から拭掃されると同時に消滅してしまった。

日本の満州進出に伴って日本人も多く満州に居住するようになり、日本人、中国人のための学校も設立され、スポーツも盛んに行なわれた。しかし、本論文は中国体育史の一環として取

---

\* 慶應義塾大学体育研究所助教授

り扱っているので満州在住の日本人に関する体育・スポーツについてはとりあげない。

ただし、昭和12年（1937年）12月1日に日本の治外法権が撤廃され、それにもなつて「運動競技者統制協定書」が同年12月28日に公布され、同協定書により在満日本人競技者の所属は満州国となつたので、それ以後は満州国所属として扱った。

また、満州の中国人教育は、日本人の行なつた中国人教育、露国人の行なつた中国人教育、教会学校（ミッションスクール）の中国人教育、および中国人の行なつた中国人教育とに分れてゐた。

満州は清朝発祥の地ではあつたが清朝は北京に都してゐたので中国人の体育・スポーツにはみるべきものがなかつた。満州国は成立後教育に力を入れ、スポーツにも力を注ぎだしたが、成果が上らないうちに太平洋戦争となり、戦争の終結と同時に亡んでしまつた。

- 注 (1) 道光22年（1842年）の南京条約により五市の開港と英国に香港島割譲、道光24年（1844年）の望厦条約（対米）、黄埔条約（対仏）、咸豊8年（1858年）の愛琿条約により露に黒竜江地方を割譲、同治元年（1862年）の北京条約、天津条約、光緒2年（1876年）の芝罘条約（対英）、光緒13年（1887年）清仏戦争の結果仏領印度支那の成立、光緒24年（1898年）獨一膠州湾、露一旅順・大連、英一威海衛・九竜租借、光緒25年（1899年）仏一広州湾租借。
- (2) 旅順・大連を含む遼東半島南部の租借権、南満州鉄道の経営権等をうけつぐ。
- (3) 民国5年（1916年）満州は緑林（馬賊）出身の軍閥張作霖の支配下にあつた。民国17年（1928年）、北京にあつた張作霖は蔣介石の北伐軍に追われて満州に逃げる途中日本軍の手で爆死し、子の張學良がその後を継ぐと日本との関係が悪化した。

## 2. 満州国の成立

満州とは清初に女真人に代わる名称としてつけられたもので民族名として出発したが、同時に彼らの居住地名としても使用された。地域としては中華民国時代は東三省（遼寧・吉林・黒竜江の3省で、この呼称は清代からあつた）、満州国が成立すると、満州の称は東三省に熱河省を含めた旧満州国全域をさす名称としても使用されたが、現在は東北と呼ばれてゐる。

満州は清朝発祥の地であつたが、清朝貴族は北京に居住してゐたためにその発祥の地の満州は文化的には未開の地として残されてゐた。その就学率も1930年（昭和5年）において3割5分であつた。<sup>(4)</sup>

満州国が注目されだしたのは19世紀に入り先進資本主義国が中国進出を始めてからである。まず帝政ロシアが満州に進出し（清・咸豊8年—1858年—愛琿条約）、次いで日清戦争（中国では甲午の役、光緒20年—21年—1894年—95年）を経て日露戦争（光緒30年—31年—1904年—05年）の結果、日本はロシアのもつてゐた旅順・大連を含む遼東半島南部の租借権、南満州鉄道の経営権等をうけつぎ、満州支配の素地をつくつた。

中華民国が成立すると満州も支配下に入ったが、民国5年(1916年)軍閥張作霖の支配するところとなった。民国17年(1928年)に張作霖が北伐軍に追われ北京よりの帰途爆死すると、その子張学良がその後を継いだ。その頃より軍閥の官営企業と日本資本の対立、南満州鉄道を包囲する路線の建設、大連に対抗する胡蘆島の築港等により日本との関係が悪化し、日華間の紛争が相次いで起こった。

(5)  
民国20年(1931年—昭和6年)9月18日柳条溝での鉄道線路の爆破事件を契機に、満鉄付属地(6)に駐屯していた関東軍は戦闘を開始し満州事変(中国では9・18事変)が起こった。日本軍は直ちに奉天を占領し、次いで北満の吉林・チチハルを占領した。翌年1月には錦州をも占領し、民国21年(1932年)3月1日に旧清朝の宣統帝溥儀を天津から迎えて執政とし満州国を成立させた。

満州国は国旗を新五色旗、年号を大同、首都を新京(長春)と定め、民本主義よると宣言し、王道楽土の建設と五族協和を綱領とした。領域は遼寧・吉林・黒竜江の3省であったが、翌大同2年には熱河省を加えた。後にはこれを新京特別市と19省に細分した。

(8)  
大同3年(1934年)に帝政を実施し、年号を康德と改めた。満州国は主憲君主制と称していたが、実際は関東軍の独裁政治であった。この満州国も太平洋戦争に日本が敗れた結果消滅した。

注(4) 国聯教育考察団著・国立編訳館訳「中国教育之改進」国立編訳館(民国21年—1932年), 71頁。

(5) 反日運動のために満州における日華外交案件は数百件に達した。昭和6年7月1日には在満朝鮮人に対する万室山事件、中村震太郎大尉殺害事件(昭和6年7月1日殺害、8月17日公表)が起こった。

(6) 南満州鉄道の沿線に日本が治外法権を有していた地域。

(7) 満州に駐屯していた日本陸軍。1919年に関東都督府の廃止とともにその陸軍部が独立し、関東軍司令部が旅順におかれ、独立守備隊(6個大隊)と内地から派遣の1個師団を統轄し関東州と満鉄の警備に当たっていた。満州国建国後は司令部を新京に置き満州国の側面指導に当たった。

(8) 従来の省を満州国建国後、奉天・竜江・熱河・興安東・興安西・興安南・興安北・錦州・安東・浜江・間島・黒河・三江・牡丹江・通化としたが、後に康德10年(昭和18年)にこれを、吉林・竜江・北安・黒河・三江・東安・牡丹江・浜江・間島・通化・安東・奉天・四平・錦州・熱河・興安東・興安西・興安南・興安北の19省に細分した。

### 3. 満州国の学校教育

#### I. 満州国成立以前

##### (A) 中国側の教育

満州における中国人の教育は、日本の満州進出後は中国側と日本側の実施した教育に分けることができる。

露国・日本が満州に進出する以前の満州における教育は清朝時代においては開原以南の枢要の地点に、府・州・県学（官立学校）及び書院（私立学校）が設けられていたが、その数は極めて少なく、しかもそれらは、いわば貴族・上流階級のものであって、一般庶民のものとしては各地に散在する書房が唯一の教育機関であった。

(9)

書房とは従来から中国にあった教育機関で、地方の読書人（好学者）が経営していた私塾で、その教育方法は、定まった教課も組織もなく、純中国式で非常に不完全なものであったが、各部落に散在して、中国人子弟の教育を担当していた。書房の教育には別に一定の修業年限とか教科書とかはなく、ただ経学に珠算・尺牘を授け、払暁から黄昏まで専ら訓話と記誦を事としていた。

(10)

清朝は光緒28年（1902年）に「欽定学堂章程」、翌光緒29年に「奏定学堂章程」を公布したが、この新式学制の効果も僻遠の地の満州には及ばなかった。

(11)

清朝が倒れ中華民国が成立すると、民国元年（1912年）に「壬子学制」、民国11年（1922年）に米国式の6・3・3制の「壬戌学制」と、学制を公布したが、中国国内の政争による戦乱のために教育費も不足していたので学校の設備も見ろべきものもなく、依然として書房の存在が衰えず教育は十分に行なわれていなかった。

(12)

北伐の完成により中国が国民政府により統一され、民国17年（1928年）に「戊辰学制」、民国18年に「民国学校法」を公布し学校教育振興に力を尽したが、この「民国学校法」が公布された2年後の民国20年（1931年）に満州事変が勃発してしまった（「欽定学堂章程」以降「民国学校法」までの中国の学校体育については「慶應義塾大学体育研究所紀要」No. 1, No. 2に述べているので参照されたい）。

(13)

満州国の就学率は極めて低く、満州国成立当時において35%であった。学校数も少なく、奉天省では民国14年（1925年）に省内の小学校（初・高合計）11,116級409,103人、中学校（初・高合計）194級7,807人、師範学校113級、4,045人、職業学校48級、1,882人、専門学校1級31人で、合計422,868人であった。

吉林省では民国15年（1926年）に小学校教育としては、省立模範小学校1校、各師範付属小学校5校、計34級、1,283人、省営義務教育30校、71級、3,331人、各県立私立初・高級小学校及びその他の小学校計1,427校、2,350級、65,839人、中学校は、省立男子中学校6校、女子中学校1校、計34級、1,073人、県立中学校2校、3級、132人、私立2校、8級、283人、合計1,488人。職業学校1校43人、師範学校は、省立男子師範5校、女子師範1校、計35級、1,425人、県立師範練習所3カ所、5級237人、合計1,662人であった。

黒龍江省では民国17年（1928年）に小学校2,575校、中学校10校、師範学校5校、職業学校3校であった。

(14)

大学・専門学校は奉天に東北（民国12年—1923年設立，法・文・商・工・理），馮康（民国16年—1927年設立，理工）の2大学，吉林に法政専門学校（民国19年—1930年に吉林大学に改組，文・法・理工），ハルピンに工業（民国11年—1922年設立），法制（民国9年—1920年設立），錦州に東北交通大学（民国16年—1927年設立），奉天に東北農林専門学校（民国18年—1929年設立），ハルピンに医学専門学校（民国15年—1926年設立），吉林に吉林医学校（民国17年—1928年設立）等があった。なお，ハルピン所在の学校は始め東清鉄道で設立し，後中国側に移管されたものである。<sup>(15)</sup>

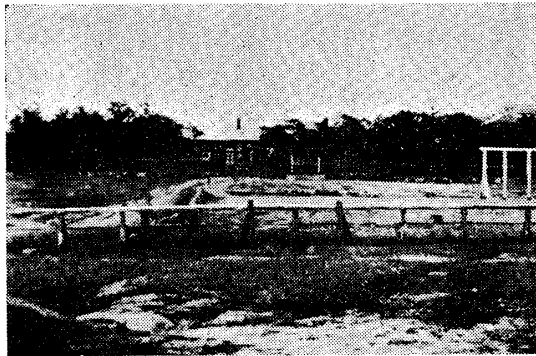
しかし，満州国成立後の大同2年（1933年）の「黒竜江省施政大綱三年計劃書」によると黒竜江省には高級中学校1校，初級中学校2校，師範学校2校，職業学校3校であるので，満州事変により学校が閉鎖されたとしても前述の数字にはいささか疑問がもたれる。<sup>(17)</sup>

なお，東清鉄道付属地には露国経営の中国人教育機関が40校あった。<sup>(18)</sup>

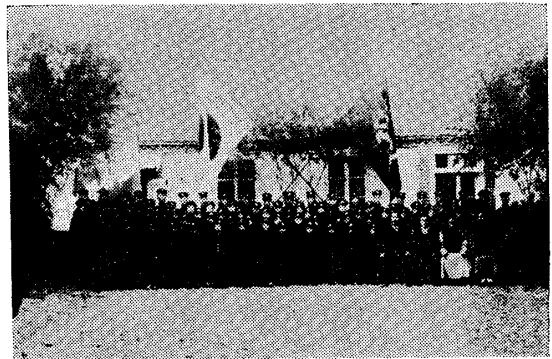
### (B) 日本側の中国人教育

日本の中国人教育機関は，日本の租借地の関東州と，治外法権を有していた満鉄付属地に分けることが出来る。

第1図 旅順公学堂



第2図 大連公学堂



第3図 貔子窩公学堂



第4図 金州公学堂南金書院



(いずれも「南満洲教育ノ状況」より)

(1) 関東州公学堂

関東州における中国人教育は、日露戦争中の明治37年に始められ、明治38年に旅順と大連に公学堂が1校ずつ設立され、以後関東州内の枢要の地に公学堂を開設していった。公学堂は初等科4年、高等科2年で外に1年の補習科があった。1928年には10校（旅順・水師堂・大連伏見台・大連西崗子・大連土佐町・大連沙河口・公学堂南金書院・普蘭店・貔子窩・旅順師範学堂付属）、学級数159、児童数7,907人となっていた。

(2) 関東州普通学堂

日本の始政当時は関東州内各部落に書房があったが、その書房を改廃合併して蒙学堂と小学堂を設けた。1915年に関東州普通学堂規則を制定し、1916年から実施した。

普通学堂は修業年限4年で必要に応じて1年の補習科を置いた。科目は修身・中国文・日本語・算術・図画・手工・唱歌・体操で、男子には農業・商業を、女子には裁縫を加えた。1928年には学堂数109、学級数477、児童数22,042人であった。

(3) 南満州鉄道付属地公学堂

満鉄付属地の日本人、中国人の教育は満鉄が経営することになっていたが、付属地に中国人教育の公学堂が設けられたのは1909年6月である。修業年限その他は関東州公学堂と同様であったが、実際の取扱いにおいては周囲の状況が異なっていたので満鉄付属地と関東州とは若干の相違があった。<sup>(19)</sup>

満鉄付属地の中国人教育機関の児童数は大正9年（1920年）に1,684人で、昭和4年（1929年）には2,940人であった。<sup>(20)</sup>

(4) 中等教育

初期には中国人の中等教育機関がなかったが、関東州では1924年に中国人教育の旅順第二中学を設けた。その内容は日本人中学と同じであった。1929年の学級数は7、生徒数は195名であった。満鉄付属地には1914年に南満中学堂が設けられた。同学堂の修業年限は4年、1929年の学級数は9、生徒数は394名であった。

実業教育は、関東州には大連商業学堂、金州農業学堂（ともに1923年設立）、満鉄付属地には営口商業学校（1913年設立）、遼陽商業学校（1922年設立）、撫順鉱山学校（1921年設立）、熊岳城・公主嶺に農業学校（ともに1923年設立）を設けて中国人教育に当った。入学資格は公学堂高等科卒業で、修業年限は撫順鉱山学校が2年6カ月であった以外は3年であり、1928年の学級数は2～4、生徒数は50～100前後であった。

中国人の教育が普及すると中国人教員の需要が多くなったために旅順師範学堂を設立して中国人教員を養成した。<sup>(21)</sup>

満州に日本人の設立した専門教育には日本人教育を主とするものと、日中人共学制のもの<sup>(22)</sup>

があった。共学制のものは1911年設立の旅順工科学堂（後の旅順工科大学）、1911年設立の南満医学堂（後の満州医科大学）とであった。<sup>(23)</sup>

これ等の正式の学校のほかに各地に補習学校が設けられており、旧来の書房も存在していた。<sup>(24)</sup>

## II. 満州国成立以後

満州事変の結果満州国が成立したが、教育は権力を握る者にとってはその体制維持のための基礎的要素であるので、旧政権時代の教育方針は一変された。

第5図 東 北 大 学



（「満州開発40年史」より）

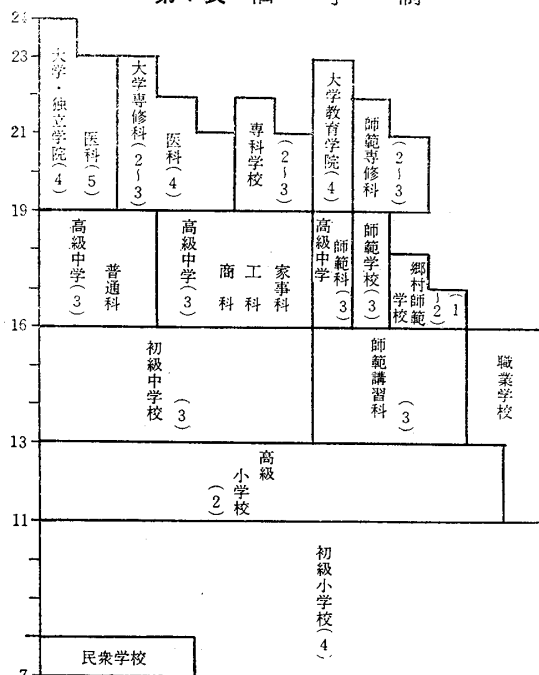
民国20年（1931年）版の「東北年鑑」によると、民国18年（1929年）の旧東北政権下の学校数15,000，うち中等学校300余，大学も奉天に東北・馮康の二大大学，錦州に交通大学，ハルピンに工業・法制の大学，吉林法政専門学校があった。<sup>(25)</sup>

### 旧 学 制

満州事変とそれに引続く混乱のために各学校は一時閉鎖されたが、満州国としては教育の再開を急いだ。

満州国は1932年に成立したが、満州国の教育方針を確立しそれによる教育を実施するまでに

第1表 旧 学 制



（「満州開発40年史」より）

は時日を要するので、とりあえず中華民国時代の学制をそのままとしてその一部を修正し実施した。これは旧学制といわれるものである。

満州国では、国务院令第2号で中華民国時代の三民主義による教育を全廃し、これに代えて四書・孝経を以てするように全国の学校に通達した。<sup>(26)</sup><sup>(27)</sup>

教科書については大同2年（1933年）3月に文教部は新教科書の編纂に着手し、第1期事業として、康德元年（1934年）9月、初級小学校教科書5種12冊，高級小学校教科書4種4冊，初級中学校教科書6種14冊，高級中学校教科書4種6冊，合計19種36冊を発行し、

康德2年12月に第2期事業として22種19冊を発行し、康德4年（1937年）6月に第3期事業と



して7種14冊の編纂を終わり発行した。このようにして、満州国の新教育への準備が出来上った。  
(28)

旧学制下では、小学校は省立、県立、区立、村立、私立の別があり、省立、県立は県城にあって設備も相当に備わっていたが、その他は単級組織の不備なものが多かった。また私塾もなお相当に残っており、なかには完全に小学課程を授けていた処もあったが、大部分は単に読み書きを教える程度のものであった。

中学校は初級3年、高級3年、入学年齢も13歳から18,9歳までで一定していなかった。中華民国時代に三民主義教育を最も盛んに授けたのが中等教育段階であった。小学校教員養成のための師範学校には、省県立の師範学校（初級中学卒業）、高級中学師範科（同）並びに師範講習科（高級小学校卒業）があったが、大部分は中学校と併置されており、生徒も隔年または3カ年に1回募集する状況であった。  
(29)

### 新 学 制

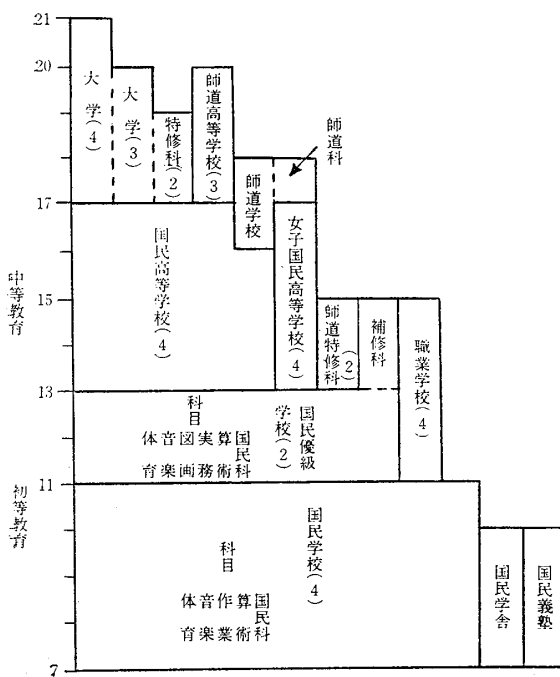
旧学制は暫定的措置として中華民国の学校法を借用して制定したもので、満州国の独立した大同元年（1932年）よりその改革に着手し、満5年を費して成案を得たので、学制調査委員会に諮って意見を徴し、最後に国务院会議及び参議府会議の議を経て新学制を制定し、康德4年（昭和12年）5月2日に公布し、康德5年1月1日から施行した。

新学制の教育方針はその建国精神並びに訪日宣詔（回鑾訓民詔書）の趣旨に基いて「忠良なる

国民を養成する」というものであった。即ち「建国の理想と、国体の特質とに鑑み、日滿一徳一心不可分の関係と民族協和の精神とを体認させ、旺盛な国家観念と国民精神とを把握体認して、忠誠奉公、犠牲奉仕の誠を致す国民を養成することが、満州国教育の根本目標である。」としている。この方針に従って「学校教育要綱」13項が規定された。  
(30)

新学制は、初等教育・中等教育・高等教育に分かれ、初等教育は国民学校（国民学舎・国民義塾）・国民優級学校に、中等教育は国民高等学校・女子国民高等学校に分かれており、師範教育としては師道学校・師道高等学校が設けられた。義務教育制度の実施は将来のこととした。

第2表 新 学 制



(「満州開発40年史」より)

国民学校は4年であったが満州国の実情からすれば4年でも永いので、実情により修業年限1～2年の国民学舎を設けて教育をした。また、在来の私塾のうち良好なものを国民義塾として国民学舎と同等の扱いをした。これらの学校の就学率は37%に過ぎなかった。

国民高等学校と女子国民高等学校は旧制の日本の中学校、高等女学校に当るものであり、師道学校と師道高等学校は旧制の日本の師範学校と高等師範学校に当るものであった。師道学校附属の特修科は国民学舎の教員養成のためのものであった。

他に、最高学府の建国大学と官吏養成機関の大同学院が康德5年（1938年）に設立された。

新学制が公布された康德4年（1937年）12月1日に治外法権が撤廃され満鉄附属地の行政権が移譲されたので満鉄附属地の中国人教育機関は満州国に移管された。

- 注 (9) 満史会編「満州開発四十年史一補完」満州開発四十年史刊行会（昭和40年）、69頁。  
(10) 前掲(9)書、80～81頁。  
(11) 「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」については慶應義塾大学体育研究所紀要第1巻第1号5～8頁を参照されたい。  
(12) 「壬子学制」については慶應義塾大学体育研究所紀要第1巻第1号8～13頁、「壬戌学制」については第2巻第1号3～4頁を参照されたい。  
(13) 「戊辰学制」、「民国学校法」については第2巻第1号4～12頁を参照されたい。  
(14) 前掲(9)書、94～95頁。  
(15) 外務省文化事業部編「中華民国教育其他の施設概要」外務省（昭和6年）、238～264頁。  
(16) 「黒竜江省施政大綱三年計劃書」黒竜江省公署（大同2年—1933年）。  
(17) 前掲(16)書、213～222頁。  
(18) 山口昇編「欧米人の支那に於ける文化事業」日本堂書店（上海）（大正11年）、725～740頁。  
(19) 前掲(9)書、78～83頁。  
(20) 「満鉄経営学事統計表」南満州鉄道株式会社（昭和4年）、31～34頁。  
(21) 前掲(9)書、84～87頁。  
(22) 南満州工業専門学校、満州教育専門学校、日露協会学校。  
(23) 前掲(9)書、87～89頁。  
(24) 前掲(9)書、89～93頁。  
(25) 前掲(9)書、99頁。  
(26) 四書は大学・中庸・論語・孟子。  
(27) 十三経の一書で孔子が門人の曾参に孝を述べたもので、曾参の門人が記録したものとされている。一卷。  
(28) 東京文理科大学東京高等師範学校紀元二千六百年記念会編「現代支那満州教育資料」（昭和15年）培風館、399頁。  
(29) 前掲(9)書、100頁。  
(30) 前掲(28)書、401～402頁。  
(31) 従来の初級小学校の退学率は平均5割2分で、初級小学校入学児童の半数以上は4年間のうちに退学している。  
(32) 前掲(28)書、404～410頁。

## 4. 学 校 体 育

### I. 満州国成立以前

満州国成立以前の中国人側の学校においては中国の学制による教育が行なわれていたが、民国19年度（1930年度）において旧東北3省の初等教育機関は

| 省 別   | 学校数   | 学級数    | 児童数     | 職員数    |
|-------|-------|--------|---------|--------|
| 遼 寧   | 9,228 | 11,885 | 601,830 | 17,081 |
| 吉 林   | 1,921 | 3,667  | 131,500 | 4,422  |
| 黒 竜 江 | 1,694 | 2,432  | 73,992  | 2,570  |

(33)

となっており、学校は殆んどが1～2級で教員数も学級数に比較して少なかった。また、施設も充分ではなく、学制に規定されていた体育の授業が十分に行なわれていたかどうか疑問である。

中国側の体育の授業内容については慶應義塾大学体育研究所紀要第1巻第1号、第2巻第1号で「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」、「壬子学制」、「壬戌学制」、「戊辰学制」、「民国学校法」の学校体育の項で述べているので、ここでは触れないことにする。

日本人側の中国人教育の関東州・満鉄付属地の公学堂・普通学堂の教員の殆んどは中国人であり、若い教員は師範学堂出身者であり、一校の学級数も教員も多かつたので、中国側の学校に比較してかなり充実した体育の授業が行なわれていたと考えられるが、終戦による混乱のため資料が四散し、詳細については不明である。

中国人の教育施設には、これらの外に教会学校立の諸学校と東清鉄道付属地には露国経営の学校があった。教会学校は收回教育権運動の結果民国18年（1929年）8月29日に「私立学校規定」が公布された以後においては中国人学校と教科を同一にしたが、それ以前においては治外法権的存在であり独自の教育を実施していた。

満州の教会学校は民国4年（1915年）に37校で、民国10年（1921年）に45校となった。

しかし、満州交渉局の資料には「其ノ校数ハ斯ク多シト雖モ、各校ノ生徒数ハ概シテ僅少ニシテ最多キモノ百五十名ヲ出テス、最モ小ナルモノニ至リテ八十名ヲ出テス、従ツテ一学年カ一学級ヲナスモノ稀ニシテ大抵二、三年、時トシテハ四、五年ヲモ合併スル単級学校ナルモノ少シトセス従ツテ家塾式トナルハ自然ナリトス、三、四ノ例外ヲ除キ、其教授法モ日本ノ小学校ニ見ラルル如キ形式ノ整然タルモノニアラス、一見甚乱雑ノ観アリ、又読方、歴史、地理等

教授用ノ掛図，物理，化学，博物等ノ器械及標本完備セス，極メテ貧弱ニシテ殆ント全欠セルヤニ思ハルルモノサヘアリ，其ノ他ノ機具設備品モ甚シク不足シ運動場ノ如キモ殆ント之ナキナリ」とあるので，一部を除いてはとうてい体育などは実施されていなかったであろうと考えられる<sup>(38)</sup>。

民国4年(1915年)当時の大石橋の新教教会付属学校は收回教育権運動の盛んになる前に中国の学制に準拠していたので教科の中に体操があったが，<sup>(39)</sup> 宮口基督教中学校の課程表の中には体育はなかった。<sup>(40)</sup>

露国が設立した東清鉄道附属地の学校<sup>(41)</sup>28校は東清鉄道従業員子弟のためのものが過半数であり，その教育は露国の教育制度によっていたと考えられるが，その詳細については不明である。

日本人側の中国人教員養成機関の関東州，満鉄附属地の公学堂，普通学堂には日本人教員がおり，その後，これらの学堂の教員は関東州庁の設立した師範学堂で養成されたので，<sup>(42)</sup> 当然当時の日本で行なわれていた学校体育と同様のものが実施されていたと考えられる。

## II. 満州国成立以後

### 旧 学 制

旧学制下の学校教育は「社会教育十大綱領」により行なわれており，体育に関しては「体育指導——各学校，満州帝国体育協会を通じて，体育向上を図ると共に，衛生思想を涵養し，各種体育施設を充実する。」とあるのでこの線にそって行なわれていた。<sup>(43)</sup>

しかし，旧学制下においては，とりあえず「民国学校法」に準拠しており，学校の施設も十分には復旧しておらず，適格教員が不足していたので学校体育も十分には行なわれていなかった。

### 新 学 制

新学制下の学校体育は「学校教育要項」(十三項)の五項に「体育に関しては，其の精神的意義をも了得せしむると共に，衛生方面と相俟って国民健康の保護増進に努める。」とあるので，<sup>(44)</sup> これによって行なわれていた。

新学制の公布されたのは康德4年(1937年)であり，実施されたのは康德5年(1938年)からである。各学校令，各学校規定は康德4年に公布されたが，各教科の課程標準は公布されないうちに満州国は滅んでしまった。

しかし，日本と満州国という特殊関係から当然日本の教科課程の影響を大きくうけていた。

### 体育の授業時数

国民学校——各学年共に音楽・体育で週3時限。

国民学舎・国民義塾——週2時限。

国民優級学校——週2時限。

国民高等学校——週2時限。

女子国民高等学校——週2時限。  
(45)

師道学校——週2時限。

体育教員の養成機関としては師道大学（吉林省永吉）に体育科が設けられていた。

注 (33) 前掲(28)書, 242~243頁。

(34) 前掲(9)書, 86頁。

(35) 民国8年(1919年)頃より起こり, 民国11年(1922年)頃に最も盛んとなった。この運動は外国勢力の中国進出にともなう教会学校の浸透に対してこれを国家の統制下に入れて, 中国教育の独立性を明確にしようとするもの。民国18年(1929年)の「私立学校規程」の公布で目的を達した。

(36) 南満州鉄道株式会社総務部交渉局編「交渉資料第十二編南満洲ニ於ケル洋人経営ノ諸学校(大正4年5月調査)」(大正4年), 折込表。

(37) 前掲(18)書, 725~831頁。

(38) 前掲(36)書, 3~4頁。

(39) 前掲(36)書, 46頁。

(40) 前掲(36)書, 59頁。

(41) 前掲(18)書, 725~727頁。

(42) 関東都督府民政部庶務課編「南満洲教育ノ状況」(明治41年), 79~85頁。

(43) 前掲(28)書419頁。

(44) 前掲(28)書, 421頁。

(45) 前掲(28)書, 438~451頁。

## 5. 満州国のスポーツ

満州国のスポーツは一部の種目を除き満州国成立以前から関東州, 満鉄付属地その他に居住する日本人の行なって来たものであって, 中国人のスポーツには見るべきものがなかった。<sup>(46)</sup>

満州における日本人のスポーツ活動について述べるのは本論文の主旨に反するので触れないことにする。

満州国成立当時から存在した満州体育協会は日本人の設立したもので, 支部も各地にあったがこれも日本人を対象としたものであった。

しかし, 康徳4年(1937年—昭和12年)12月1日に日本は満州国における治外法権を撤廃し, 満鉄付属地の行政権も全面的に移譲することになったのでそれに伴う「運動競技者統制協定書」が同年12月28日に出された。

協定書により在満日本人運動競技者の所属その他が定められた。協定書によると,

### 1. 在満日本人運動競技者の所属

第6図 「運動競技者協定」調印式



(「満州国運動年鑑」より)

満州国内に居住する日本人競技者は大満州帝国体育連盟の統制を受ける。関東州内に居住する日本人競技者は大日本体育協会加盟各競技団体の統制を受ける。

### 2. 満州国に居住する日本人の国内及国際競技会出場

満州国選手権大会，満州国内の各競技会には満州国選手として出場する。

国際競技会については当分従前のままとし，満州国が将来国際競技団体に正式加盟した場

合において更に別途協定する。

### 3. 運動競技団体の組織

満州国内に在る日本側体育運動諸団体は治外法権の撤廃と共に大満州帝国体育連盟の組織に合併する。

満州体育協会は関東州体育協会に改組し，日本体育運動団体の一構成組織として関東州の日本側全運動競技団体を統轄する。

日本国における各種運動競技会に出場を希望する満州国在住日本人競技者の予選，推薦等の事務は大満州帝国体育連盟及関東州体育協会又は，日本側運動統制団体が共同して之を行なう。

満州国に於ける各種運動競技会に出場を希望する満州国在住日本人競技者の予選，推薦等の事務は日本側各種運動競技団体が之を行なう。但し，関東州体育協会統轄下にある競技者については関東州体育協会が之を行なう。<sup>(47)</sup>

と規定され，康徳4年（1937年）12月28日以降においては，満州国内に在住する日本人競技者は総て満州国選手として出場することになった。

## 体育団体

### 大満州帝国体育連盟

大満州帝国体育連盟は日本の体育協会に当るもので，大同元年（昭和7年）4月1日に創立された。

大満州帝国体育連盟の目的は，

全国の体育運動団体を統制し，国民の体育向上と健全な運動競技を普及発展せしめ，以て国民精神の振興をはかり，素質を向上せしめ民族協和の実を挙げることを目的とする（規約第二章第4条）。

事業としては，

政府その他の公私機関に運動競技に関する意見を提出する。

各種の運動競技の施設の設立を立案する。

満州帝国体育大会の挙行。

建国記念大運動会の挙行。

国民体操会の挙行。

国際競技の挙行と参加。

国立運動場の管理。

各種運動競技選手権の決定。

各種運動競技規則の制定。

各種運動競技場の検定及び用具の公認。

運動競技に関する講演会，講習会，映画会，巡回指導。

機関誌「満州体育」の発行並びにその他の出版物の刊行。

その他本連盟の目的達成のために必要な事業（第3章第5条）。

となっていた。<sup>(48)</sup>

大満州帝国体育連盟の下部組織としては、大満州帝国足球（サッカー）協会・大満州帝国陸上競技協会・大満州帝国馬術協会・大満州帝国野球協会・大満州帝国拉式足球（ラグビー）協会・大満州帝国硬式庭球協会・大満州帝国籃球（バスケットボール）協会・大満州帝国排球協会・大満州帝国軟式庭球協会・大満州帝国卓球協会・大満州帝国滑冰（スケート）協会・大満州帝国体操協会があり、新京特別市と各省に事務局と各協会の支部が設けられていた。<sup>(49)</sup>

大満州帝国体育連盟はその規約により国務総理を名誉総裁とし、民生部大臣を総裁、民生部次長を理事長としていた。当時の満州国の各部次長は日系官吏（日本から派遣された）が占めて実権を握っていたので大満州体育連盟の理事長は日本人であり、連盟は日本人が実権を握って指導していた。また、各協会の代表者も総て日本人であったので、満州国のスポーツ界は日本人の手によって動かされていた。<sup>(50)</sup>

この満州国体育連盟の他にインターカレッジの学生連盟、武道会、日本の体育協会の満州支部等があった。<sup>(51)</sup>

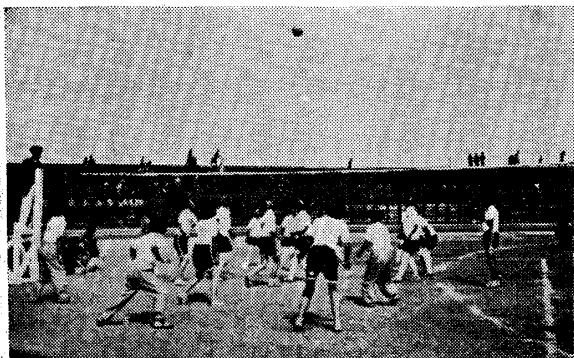
## 競技会の開催

### 満州国体育大会

満州国体育大会は満州国建国の大同元年（昭和7年—1932年）から始められ、戦争が激しくなると日本でも競技会の開催が出来なくなった康徳10年（昭和18年—1943年）に中止された。

第1回大会は大同元年10月2日に新京で開催されたが、種目も僅かに陸上競技（男・女）、バスケットボール（男・女）だけであり、参加地区も奉天省、吉林省、東省特区、新京特別市で、

第7図 女子バレーボール試合(於新京)



参加選手も100余人にすぎなかった。大会の参加地区も、第2回大会には関東州、興安省、黒竜江省、第3回大会には熱河省と増加してゆき、第9回大会には15省5市が参加した。

競技種目も、第2回に男子バレーボール・サッカー、第3回に女子バレーボール・男子庭球・卓球(男・女)・ラグビー・野球、

第7回に体操、第9回に自転車、第11回に水泳と増加して行なった。<sup>(52)</sup>

大会は、第1回の10月と東洋大会の満州予選を兼ねた康德4年(1937年)の第6回が8月、東亜大会の満州予選を兼ねた康德9年(1942年)の第11回が7月に行なわれた以外は総て9月に新京で開催された。

この大会に出場して活躍したのは日本人が非常に多く、康德4年に運動競技者統制協定が出来てからは更に著しくなっていた。満州国新記録というものの、その殆んどは日本人のつくったものであった。

日本人の活躍の例として、第11回大会(1942年)の記録を見てみると、陸上競技では男子の走幅跳・三段跳が満人、槍投・砲丸投・円盤投が日系露人のほかは1位は総て日本人で(第11回は東亜大会の予選を兼ねたので女子種目は行なわれず)あり、水泳は男女共に1位は日本人が占めた。他の種目についても同様であった。ただ、自転車において日系露人の進出が目だつ程度だった。

運動競技者統制協定が公布されてからの満州国体育大会は日本人対日本人の競技会となってしまったが、運動競技者統制協定の実施される前年の康德4年(1937年)の優勝チームは、

男 子

- 陸上競技——ハルピン市
- サッカー——間島市
- バレーボール——奉天省
- バスケットボール——吉林市
- 庭球——単・複ともにハルピン市

女 子

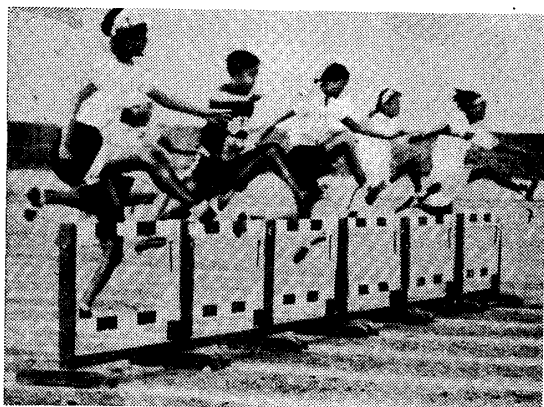
- 陸上競技——奉天市
- バレーボール——奉天市
- バスケットボール——浜江市



であり、陸上競技の1位(リレーを除く)は、男子は満州人8, 白系露人5, 日本人4であり、女子は満州人7, 日本人1であった。<sup>(53)</sup>

この大会には以上の種目の他に、卓球(男・女)・ラグビー・野球も行なわれていたことになっているが、運動年鑑にも記録がないので実際に行なわれたかどうか不明である。

第8図 第6回大会女子ハードル

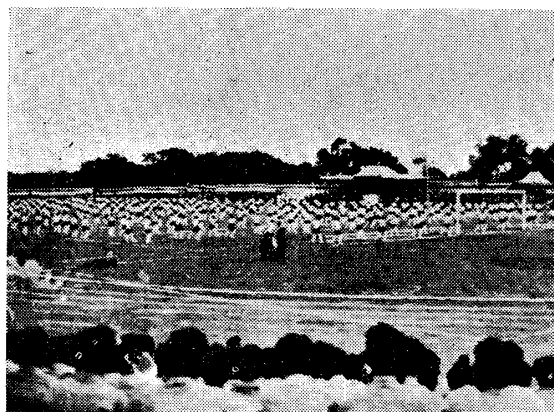


(「満州国運動年鑑」より)

第10図 建国記念運動会



第9図 秩父宮奉迎運動会(1934年6月)



なお、陸上競技においては、大同元年(1912年)の第1回大会から康德4年(1937年)の第5回大会までは種目別の優勝者の殆んどが満州人であった。<sup>(54)</sup>

#### その他の国内競技会

満州国体育大会以外に種目別の満州選手権大会が行なわれていた。その他に、種目により全満都市対抗, 全満大学高等, 全満中等等の大会が行なわれていた。

また、各種目の日本選手権大会に満州国の選手が出場し、特にスケート、野球の都市対抗で満州選手の活躍はめざましいものがあつた。勿論、これらの選手の殆んどが日本人であつた。

#### 対 外 競 技

満州国の対外競技は、日本と日本占領下の中国とに限られていた。また、満州選手は日本の各選手権大会に出場しており、中等野球・都市対抗野球では予選地区の一つとなっており、その上、日本、満州の選手が絶えず互に遠征していたので、対外競技としてとりあげるならば、日満華大会、東亜大会であろう。

日満選手の交流について2, 3の例を引いてみると、

康德2年(1935年)

早大陸上競技・柔道東京学生連合が満州遠征。満州の陸上競技・スケート・バレーボール・

バスケットボール・柔道が日本遠征。

康德3年

法大柔道・拓大柔道・農大ボクシング・中大バレーボール・ラグビー・高師剣道・済々黌剣道・相撲東京学生連合が満州遠征。満州のスケート・満州医科大学庭球・満鉄軟庭が日本遠征。<sup>(55)</sup>

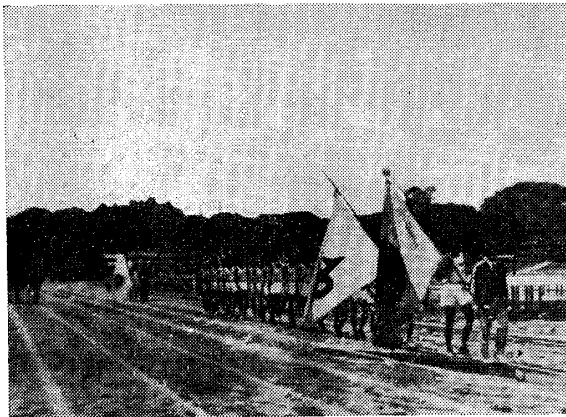
康德4年

早大スケート・明大陸上競技・慶大野球が満州遠征。満州の陸上競技・卓球・サッカーの日本遠征。<sup>(56)</sup>

康德5年

日本の陸上競技（日満対抗）・スケート（日満対抗）が満州遠征。満州のバスケットボール（東

第11図 日満対抗陸上入場式



第12図 早大対間島省チームの試合



洋選手権）の日本遠征。

日満のスポーツ交流も戦局の伸展につれて次第に困難となっていった。

また、ドイツのガルミッシュ・パルテンキルヘンで行なわれた第4回冬季オリンピック（1936年）のスケートの日本代表団の内に、男子スピード1，女子スピード4（全員），ホッケー5の満州在住日本人が含まれていた。

### 東亜競技大会

東亜競技大会は、日本の建国2600年記念と満州国建国10周年慶祝の2回、日本と満州で開催された。

#### 第1回大会

日本の建国2600年を記念して、康德7年（昭和15年—1940年）6月5日～9日東京大会（明治神宮外苑）、13日～16日大阪大会（橿原神宮）が開催された。

この大会には日本・満州・中国・比島・ハワイが参加した。満州国の出場種目は、陸上競技・野球・庭球・軟式庭球・卓球・サッカー・ラグビー・バレーボール・自転車で、ハンドボール・ホッケー・ヨット・レスリング・ボクシングには不出場であった。

競技結果は、

東京大会

陸上競技

1位——1500米・砲丸投・ハンマー投。

2位——5000米・走高跳。

3位——100米・800米・棒高跳・円盤投・400米継走・1600米継走。

その他の競技

2位——野球・卓球・ラグビー・自転車・バレーボール。

3位——庭球。

4位——バスケットボール。

大阪大会

陸上競技

1位——1500米・走高跳・ハンマー投。

2位——砲丸投。

4位——5000米・1600米継走。

その他の競技

1位——バレーボール・ラグビー・軟式庭球。

2位——サッカー・自転車。

4位——バスケットボール。

庭球・野球は降雨のために中止。  
(57)

第2回大会

満州国建国10周年を慶祝して、第2回大会は康徳9年(1942年)8月8日～12日新京郊外の南嶺競技場で、日本・満州・中国・蒙古の代表680余名の選手を集めて開催された。この大会でも満州代表の日本人選手の活躍はめざましかった。

競技結果は、

陸上競技——129 1/2 点で2位。

満州が1位になったのは、100米・200米・1500米・5000米・400米継走であった。

水泳——54点で2位。

水泳は日本が圧倒的に強く、50米・100米で満州が3位に入った他は総て1, 2, 3位ともに日本が獲得した。

その他の競技

優勝——バレーボール・馬術(両種目ともに選手は総て日本人)

2位——バスケットボール・野球・庭球・軟式庭球・サッカー・自転車・体操・ラグビー。

3位——卓球。  
(58)

であった。

冬季大会は翌年2月7・8日にスケートが新京、2月20・21日にスキーが通化で行なわれたが、両種目ともに満州国は2位であった。  
(59)

#### 日満華競技会

日満華競技会は康德6年(1939年)に第1回が開催され、以後東亜大会と発展していった。従って第1回東亜大会は第2回日満華競技会となるわけである。

康德6年(1939年)9月1日～3日、新京で新京大会、9月5日～6日奉天で奉天大会が行なわれた。

満州国の成績は、

新京大会

2位——陸上競技・バレーボール。

3位——バスケットボール・サッカー。

奉天大会の結果も新京大会と同様であった。  
(60)

- 注 (46) 第9回アムステルダムオリンピック(1928年)水泳監督宮畑虎彦氏は当時大連一中の教諭。  
(47) 盛京時報社編「康德五年度満洲国運動年鑑」盛京時報社(奉天)(康德5年—1938年), 3～5頁  
(48) 前掲(47)書, 306～312頁。  
(49) 前掲(47)書, 307～312頁。  
(50) 日系官吏の数は全官吏の30%で、日本語が公用語として使用されていた。  
(51) 前掲(47)書, 307～311頁。  
(52) 満州日日新聞社編「満州運動年鑑」満州日日新聞社(大連)(昭和11年)。  
(53) 前掲(47)書, 19～21頁。  
(54) 前掲(47)書, 31～34頁。  
(55) 前掲(52)書。  
(56) 前掲(47)書。  
(57) 当時の新聞の運動記事より。  
(58) 朝日新聞社編「昭和18年運動年鑑」朝日新聞社(昭和18年), 22～25頁。  
(59) 前掲(48)書, 25～26頁。  
(60) 朝日新聞社運動部編「昭和15年運動年鑑」朝日新聞社(昭和15年)。

## 6. む す び

清朝の発祥の地の満州も清朝末期までは忘れられた存在であった。清朝の威信の衰えだした19世紀中頃から欧州列強の中国進出が始まり、満州には北方から露国が進出して来た。

しかし、日露戦争に日本が勝利を得た結果、19世紀中期から満州を支配していた露国の勢力が大きく後退し、日本がこれに代わって満州に進出した。

日本は関東州租借地、南満州鉄道を基幹としてその勢力を伸ばしていった。日本の勢力が強くなると在満州の軍閥との関係が悪化し、遂に昭和6年(1931年)に満州事変が起こり、翌昭和7年に満州国が成立した。

日本は満州国の独立により満州を支配しようと考えていたので、満州国政府は存在してはいたが真の支配者は関東軍であり、康德4年(1937年)12月1日に日本の治外法権が撤廃されたが日本人の特権的地位は変わらず、満州国の政府機関その他の実際上の要職は総て日系人によって占められていた。

満州の地は漢民族の王朝から見れば万里長城の外の僻地であったし、清朝も北京に都したために満州の教育は顧りみられず、満州国成立の際の就学率は僅かに35%であり、学校の施設等にもみるべきものがなく、学校体育も有名無実にとどまっていた。

満州国成立以前の中国人教育の機関としては、中国側経営の学校以外に、露国経営、日本経営、教会立等の外国人経営の中国人教育機関が存在していた(露国人経営のものは東清鉄道付属地関係、日本人経営のものは関東州租借地、満鉄付属地関係)。

満州国成立以後は就学率の向上に努め、学校の施設も整えられていった。学校体育の教科内容も満州国成立の動機からみて日本のを参考としていた。

スポーツ界においても日本の体育協会に当る大満州帝国体育連盟の理事長は日本人であり、体育連盟の下部組織の各競技団体の代表者も総て日本人であった。この点からしても満州国のスポーツは日本人によって指導され発展していった。

満州国では建国の当初より日満一体がとなえられ、「運動競技者統制協定」により康德4年(1937年)12月28日以降においては満州国在住の日本人競技者は総て満州国選手として扱われることとなり、発展途上にあった満州国のスポーツ界は完全に日本人に牛耳られてしまい、各選手権大会で満州人選手の入賞する機会は殆んどなくなってしまった。

日満のスポーツ交流は常に行なわれていたのでそれにより満州国のスポーツは刺激を受けて発展していったが、スケートなどは日本の選手権大会に出場した満州国選手が大きな影響を日本に与えていた。対外試合は建国のいきさつから日本並びに日本占領下の中国に限られていた。

満州国の建国によりそれまで殆んどスポーツの行なわれていなかった満州の地に急速にスポーツが隆盛となったのは満州国の功績の一つであろう。

この満州国も太平洋戦争に日本が敗れたために建国後14年で再び中国領土となってしまった。

(昭和40年6月30日)

【附 記】 本稿は昭和39年度慶應義塾学事振興資金による研究である。